

議第 25 号

高島市営住宅等の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 26 日

高島市長 福 井 正 明

高島市営住宅等の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

高島市営住宅等の設置および管理に関する条例（平成 17 年高島市条例第 266 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 5 号中「第 3 条第 3 項もしくは第 4 項」を、「第 3 条第 4 項もしくは第 5 項」に改め、「住宅街区整備事業」の次に「、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）に基づく防災街区整備事業」を加え、同条第 7 号中「または既存入居者」を「、既存入居者」に、「もしくは」を「または」に、「により、」を「その他既存入居者または同居者の世帯構成および心身の状況からみて」に改める。

第 5 条の見出しを「（入居者資格）」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分を次のように改める。

市営住宅に入居することができる者は、少なくとも次に掲げる条件（被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）第 21 条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）第 19 条に規定する被災者等ならびに福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）第 27 条に規定する特定帰還者および第 39 条に規定する居住制限者あつては第 2 号に掲げる条件。ただし、東日本大震災復興特別区域法第 19 条に規定する被災者等については、同条の認定を受けた復興推進計画に記載された同条第 2 項の期間が満了する日（その日が令和 3 年 3 月 11 日後の日であるときは、同月 11 日）までの間に限る。）を具備する者でなければならない。

第 5 条第 2 号中「ア、イまたはウ」を「アまたはイ」に、「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同号イを削り、同号ウ中「およびイ」を削り、同号ウを同号イとし、同項第 3 号中「明らかな者である」を「明らかである」に改める。

第6条第2項を次のように改める。

- 2 法第8条第1項もしくは第3項もしくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係る市営住宅または法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた定額所得者に転貸するため借り上げる市営住宅の入居者は、前条各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

第8条第2項中「第1項各号」を「前項各号」に改め、同条第4項中「寡婦」の次に「（寡夫）」を加える。

第11条第1項中「ときは、」の次に「公営住宅法施行規則第11条で定めるところにより、」を加え、同条第2項第1号中「アからウまで」を「アまたはイ」に改める。

第13条に次の1項を加える。

- 4 市長は、市営住宅の入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則第8条で定める者に該当する者に限る。）が第1項に規定する収入の申告をすることおよび法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第2条で定めるところにより、法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入および当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第13条の2第2項中「第5条第3項」を「第5条第6項」に改める。

第14条第3項を次のように改める。

- 3 市長は、第1項の規定による収入の申告または法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した入居者の収入に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

第18条第4項を同条第5項とし、同条第3項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合

において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第20条第1項を次のように改める。

市営住宅および共同施設の修繕に要する費用は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて、市の負担とする。

第20条第3項中「第1項に掲げる修繕」を「市営住宅および共同施設の修繕」に、「同項」を「第1項」に改める。

第21条第4号中「規定する」を「において市が負担することとされている」に改める。

第28条第2項中「金額」の次に「または令第10条の基準により定めた金額」を加える。

第30条第1項中「第13条第1項」の次に「および第4項」を加える。

第32条第1項中「第13条第1項および」の次に「第4項ならびに」を加える。

第35条第1項、第38条および第39条中「第13条第1項」の次に「もしくは第4項」を加える。

第41条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第41条の3第1項および第2項中「第5条第3項」を「第5条第6項」に改める。

第52条第1項および第53条中「第13条第1項」の次に「もしくは第4項」を加える。

別表第1 高島市営住宅五十川団地の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

